

平成30年7月17日

平成30年

第7回教育委員会定例会会議録

大田区役所 201・202・203会議室

平成 30 年 7 月 17 日（水曜日）午後 2 時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
鈴 木 清 子	委 員	教育長職務代理者
芳 賀 淳	委 員	
三 留 利 夫	委 員	
弘 瀬 知江子	委 員	
後 藤 貴美子	委 員	

2 出席職員（13名）

教育総務部長	後 藤 清
教育総務課長	森 岡 剛
教育施設担当課長	石 井 信 一
副参事（教育政策担当）	北 村 操
学務課長	杉 山 良 樹
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	鈴 木 清 貴
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	中 平 美 雪
統括指導主事	木 下 健 太 郎
指導主事	保 刈 栄 紀
指導主事	中 治 謙 一

3 日程

日程第 1 平成 31 年度使用中学校教科用図書調査委員会からの報告

日程第 2 平成 31 年度使用小学校教科用図書調査報告

日程第 3 部課長の報告事項

日程第 4 議案審議

第 29 号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出について

~~~~~  
(午後 2 時開会)

#### ○教育長

ただいまから、平成30年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、教科用図書調査委員会からの報告がありますので、大田区教育委員会会議規則第14条により、宇佐美博子 平成31年度使用中学校教科用図書調査委員会委員長、飯島睦子 同副委員長及び教科書採択関係職員の出席を求めています。

それでは、本日の会議に出席する職員の氏名の読み上げをお願いします。

○事務局職員

本日の出席職員の氏名を読み上げます。

(職員氏名読み上げ)

○教育長

これより審議に入ります。

本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

なお、本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可することといたします。

(傍聴者入室)

○教育長

傍聴の方にはお願いいたします。大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。どうぞ、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名委員に弘瀬委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は「平成31年度使用中学校教科用図書調査委員会からの報告」でございます。

○教育長

それでは、平成31年度から使用する中学校教科用図書の調査報告について、宇佐美委員長及び飯島副委員長からご説明をお願いします。

○教科用図書調査委員会委員長

それでは、平成31年度使用中学校教科用図書調査委員会からの報告をさせていただきます。

報告書の1ページをご覧ください。教科用図書調査委員会は、5月17日の第1回から3回にわたり、採択対象となる教科書について慎重に調査検討を行い、教育委員会の採択審議に関わる調査資料を取りまとめましたので、本日、報告書を提出いたします。

教科用図書調査委員会の調査研究及び審議検討にあたりましては、教科用図書資料作成委員会が作成した調査資料に基づき、また、学校意見及び区民意見も含めて、公正かつ適

正に審議・検討を進めてまいりました。

この内容についての概要を報告いたします。調査対象の教科用図書は、文部科学省検定済みでありますので、内容面や人権上の配慮等については十分に検討されており、どの教科用図書が使用されても、学習指導要領に示された教科の目標が達成できるという前提で協議をいたしました。

本委員会では、資料作成委員会報告書、学校意見、区民意見の三者を基礎資料にいたしまして、その妥当性を確認しながら、委員の調査資料に基づき、検定済み教科用図書全てについての特徴を整理いたしました。

本委員会における調査は、大田区教科用図書採択要綱実施細目に示された内容のおさえ方、構成・分量、表現、使用上の便宜の四つの観点から実施し、教育委員会における採択事務が適切かつ円滑に行われるよう、大田区の生徒の実態を考慮しながら、客観的に報告できるよう努めました。

区民意見は、6月30日現在、469件寄せられ、種目、発行者の内容とその特徴を述べていました。また、学校意見は、中学校全28校から出され、それぞれの教科用図書についての細かな意見が集まり、貴重な資料となりました。教科指導の専門家としての見方を尊重し、資料作成委員会との整合性にも配慮して協議を進めました。

以上が概要です。

それでは、道徳科の特徴についてまとめた結果の要点を報告いたします。報告書の2ページをご覧ください。

まず、内容の押さえ方です。

日文は、「読みもの」「道徳ノート」の2冊構成、廣あかつきは「読み物」と「中学生の道徳ノート」の2冊構成であります。その他の発行者は1冊構成です。どの発行者も、いじめ問題・情報モラル、命に関する資料が掲載されています。どの発行者もオリンピック・パラリンピックの内容の資料が掲載されています。日文の第2学年に、大田区の町工場を題材とした「小さな工場の大きな仕事」という読みもの教材があります。教出、日文には、羽田空港を清掃する新津春子さんを題材にした読みもの教材があります。

次に、構成・分量です。どの発行者も四つの柱、A、主として自分自身に関する事、B、主として人との関わりに関する事、C、主として集団や社会との関わりに関する事、D、主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事を学べるように配列されています。光村では、目次において月ごとに学習のまとまりを示しています。日科では、A、B、C、Dの柱の順番に資料が配列されています。

次に、表現についてです。東書、学図、教出、光村、日文、学研、廣あかつきは、生徒にとってわかりやすい色使いをするなどユニバーサルデザインに配慮されています。学図、光村、日文は、各教材の始めに四つの視点で分けられたマークがついています。学研は、明暗のはっきりした絵や写真が使用されています。

最後に、使用上の便宜です。全ての発行者で、道徳科の学習に対して学び方の指針をもたせるためのページが設けられています。東書は付録として切り取って使用できる振り返りシートと心情円などがあります。東書、日文、日科には、学習状況を自己評価させる欄があります。廣あかつきには、個々の教材ごとに自己評価させる欄があります。教出、日科には、個々の内容項目ごとに自己評価させる欄があります。

その他、学校意見では、東書、光村、日文に肯定的な意見が多かったです。  
区民意見では、東書、光村、学研に肯定的な意見が多かったです。  
小学校では、本年度より、東書の教科用図書を使用しております。  
教科用図書調査委員会からの報告は以上でございます。

## ○教育長

ただいまの報告に対して、ご質問はありますか。

## ○三留委員

私のほうからは、特別の教科「道徳」の方向性と、今回の教科書という視点で質問をさせていただきます。

平成28年7月に「道徳教育に係わる評価等のあり方に関する専門家会議」が報告を出しています。そこには、「道徳教育の質的転換」などの記述が見られます。その中で、「質の高い多様な指導方法」として授業の例示をしています。その一つ目は、「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」、二つ目は「問題解決的な学習」、三つ目は「道徳的行為に関する体験的学習」となっています。「あくまで例示で、指導方法がこれに限定されるものではない」としていますが、これまでの教師と生徒のやりとりが中心の学習の中で、「読み物資料の登場人物の心情理解のみに終始する指導が見られる」「教師が望ましいとわかっていることを言わせたり書かせたりする指導が見られる」というような課題の指摘に対応したものと捉えています。もちろん、そうしたことでなく優れた実践も多々行われてきたことも申し添えます。

今回「考え、議論する道徳」が言われています。そこで、次の3点について質問をいたします。

1点目は、「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的学習」など、指導方法の多様化について各教科書がどれだけ意識しているか、各社の特色はどのようなことかということです。

2点目は、物事を多面的・多角的に考えさせる手だてを各社がどのようにしているかということです。

3点目は、「主体的・対話的で深い学び」という視点から、「子ども自らが道徳性を養ったり、自己への振り返りがなされたりするようになっているか」「子ども同士の練り上げや議論がなされる内容になっているか」ということです。

以上、教科用図書調査委員会としての見解を伺いたいと思います。

## ○教育長

それでは、宇佐美委員長、よろしいですか。

## ○教科用図書調査委員会委員長

それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的学習など、指導方法の多様化について回答します。いずれの教科書も、自我関与、問題解決、体験的な学習という

要素を組み合わせた教材を設定し、登場人物が判断を迫られる場面が中心となる教材や、役割演技や日常の体験を想起して話し合う活動を取り入れることができるような教材が設定されています。例えば、問題解決的な学習で言えば、東書では、全教材の冒頭にテーマを設定し、導入で問題を提起してから教材に入れるよう配慮されていたり、「いじめ」や「いのち」に関わる2時間扱いの問題解決的な学習が行えるように教材を配置し、問題提起から解決を図る流れの中で、道徳的価値について考えを深めさせることができるようになっていたりします。

また、体験的な学習で言えば、日文では、学習の進め方において様々な表情で挨拶をされたときの気持ちを考えさせたり、風呂敷で物を包む体験を通して、「包む」ということは、どのような心のあらわれかを考えさせたりすることができるなど、具体的な例が示されています。

次に、2点目の物事を多面的・多角的に考えさせる手だてについて回答します。いずれの教科書も、生命倫理、情報モラル、社会参画、持続可能な発展、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、国際理解教育、キャリア教育など、現代的な課題について多面的・多角的に考えることができる教材を通して、答えが一つではない課題や解決が難しい課題に向き合うように工夫されています。例えば、光村では、全学年を通して、教材の最後に、てびき「考える観点」や「見方を変えて」が設けられており、道徳的価値の理解や自覚をより深められるようになっています。

最後に、3点目の子ども自らが道徳性を養ったり、自己への振り返りがなされたりするようになっているかどうかについて回答します。道徳科の評価につきましては、他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかなど、生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行うことが重要です。そのため、教員は、確かな指導観をもち、1単位時間の授業で期待する生徒の学習を明確にした指導の計画が必要になります。

自己への振り返りにつきましては、いずれの教科書も、先ほども報告書の2ページで報告させていただきましとおり、学びの指針を持たせるためのページが設けられています。例えば、東書では、各学年の巻末に切り取り式の自己評価用紙を用意しております。「授業の取り組みについて振り返ってみよう」等とし、名前と自己評価を書いて、学期ごとに提出できるようになっています。

また、日文では、道徳ノートの各ページに、「今日の授業の内容は印象に残ったかどうか」「友達の意見や話し合いから、新しい発見や気づきがあったかどうか」など5件法で自分の学習を振り返る欄があり、書くことが苦手でも振り返ることができるようになっています。

以上です。

### ○三留委員

ただいまの委員長の話で感じたことは、やはり今後、道徳の指導については多様化が求められていると。それが教科書にもしっかりと反映しているということがわかりました。これまで以上に、教師に対して道徳教育の指導力というのが求められてくるのかなという感

じがいたします。

私は、道徳授業地区公開講座等に行き、道徳教育に係わる啓発の取り組みとか授業を見ているのですが、どの学校も大変よくやっているなという印象を私は持っているのですが、ただ、道徳授業が得意で本当に主体的に取り組んでいる先生とか、それから、苦手なんですけれども一生懸命努力している先生とか、まだ多様な感じもしています。そういう中で、大田区全体として道徳教育の質を高めていく、こういうことが大切なのかなと考えています。

教科書採択にあたっては、内容の吟味というのは当然のことなのですが、多くの教師が使いこなしやすい、一定レベルの指導を維持できる、そういう視点も必要になっているのかなと、お話を聞いてそういうふうに感じました。

以上、感想です。

### ○教育長

ありがとうございました。

では、ほかにご質問はありますでしょうか。

### ○芳賀委員

芳賀から伺います。

各教科書を比較した上での特徴ということで、使用上の便宜として、この教科書には例えば自己評価させる欄があるとか、あるいはこれは分冊ですよとか、1冊ですよとかということがあります。

それは、事象としては確かにそうで、それが持つ意味についてちょっとお伺いしたいのです。要するに、例えば、使用上の便宜のところでは自己評価をさせる欄がある特徴が挙げられている教科書になった場合、授業なり、教員の指導なりで、そのような欄を実際に使うかどうかというのは、この指導する教員の自由、あるいは裁量ということなのでしょうかとということが一つ。

あと、自由あるいは裁量であるとしても、その教科書が選ばれた以上、せつかくあるのだから使おうという発想の教員が増えるだろうことは想像ができるのですが、肌感覚で結構なので、大体どのぐらいの割合の人が使うようになるのだろうかということをお教えいただけないでしょうか。

同じような意味で分冊ノートのところについてもあるのですが、私が学校公開に行った現場では、むしろ、教員が一枚一枚、そのたびごとにワークシートを配っているケースが多いのですが、例えばこの分冊ノートが出てきた場合、それもやはり使用するかどうか現場の教員の自由、あるいは裁量ということなのかということが一つと、あと、自由とした場合、どのぐらいの教員が使うことになるかと予想されていらっしゃるのかと。そのあたりをお教えいただきたいと思っております。

以上です。

### ○教科用図書調査委員会委員長

ありがとうございました。

まず、使用上の便宜について関連した自己評価させる欄を使用する可能性について回答したいと思います。委員のご指摘のとおり、活用にあたっては教員の裁量となります。しかしながら、例えば通知表の所見欄や指導要録において、生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価を行う際には、生徒に学習状況を自己評価させたものは、一つの参考材料になると思います。そのため、自己評価させる欄の使用頻度は高いと考えます。

次に、2分冊ノートや教科書中の課題について書き込む欄の活用について回答いたします。日文や廣あかつきのノートやその他の教科書に見られる書き込み欄の活用につきましては、教員の裁量となります。教員の状況といたしましては、生徒の実態から明確な指導観をもって指導にあたる教員は、ノートや書き込み欄のあるなしに関わらず、今までと同様に、教員自身がワークシートを作成して授業にのぞむことも考えられます。一方で、別冊ノートや記入欄をそのまま活用し、授業を進めることも十分に考えられ、ノートや書き込み欄は、教員の働き方改革にもつながると考えられます。

## ○芳賀委員

ありがとうございます。

同じような意味で、例えば、東京書籍「ACTION！」欄なんていうのは、比較的目標立っているのですけれども、生徒たちにロールプレイングをやらせるということに重点を置いていらっしゃる教科書が結構あるのですね。違う立場の心情や考え方をその役割で演じることによって感じるという意味で、有意義な試みであるということはよくわかるのですけれども、私も学校公開やら何かで拝見していくと、照れてしまうんですよ、中学生とか小学校の高学年ぐらいになってしまうと。で、なかなか成功例を、勝手にこちらが見て評価するのも恐縮なんですけれども、成功例があまりないなという印象があるのですけれども、委員会の皆さん、現場の経験や何かから、中学生になるとこういうロールプレイングや何かは、どのくらいできるものなのかとか、あるいは効果的にできるものなのか、そのあたりはどんなふう感じていらっしゃるか、それを教えてください。

## ○教科用図書調査委員会委員長

生徒たちがロールプレイングをやることについて回答させていただきたいと思います。委員ご指摘のとおり、生徒にとっては照れくさいという気持ちがある時期であります。学級の状況によってはうまく進められないということも想定されます。一方で、役割演技を行った優れた実践があることも事実です。

道徳の授業では、質的転換として、教材や指導方法も大きく変わることが求められておりまして、問題解決的な学習、道徳的行為に関わる体験的な学習などは、多様な学習方法を効果的に取り入れる例として学習指導要領にも示されております。

例に挙げた東書の「ACTION！」は、各学年2カ所設定されておりまして、役割演技を主体とした体験的学習が具体的に示されているページとなっております。メインの教材を1時間目に学習します。狙いとする道徳的価値についてそこで押さえ、2時間目に役割演技を通して、それぞれの気持ちを自分との関わりで深く考えたり、自分の考え方や感じ方に改めて気づいたりすることができるようになっていきます。



以上です。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○芳賀委員

はい。

○教育長

ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようですので、これにて調査委員会からの報告については終了いたします。

なお、審議・採択は、8月3日金曜日の定例会において行う予定でございます。既に、委員の皆様には、教科用図書をご覧いただいておりますが、本報告書をもとに、参考にしていただき、さらなる調査研究を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は「平成31年度使用小学校教科用図書調査報告」でございます。

○教育長

それでは、平成31年度使用小学校教科用図書調査報告について、指導課長から説明をお願いいたします。

○指導課長

私からは、平成31年度使用小学校教科用図書調査について報告させていただきます。

大田区教科用図書採択要綱、第13条採択の特例により、前回の採択から新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合は、第2条第2項に規定する調査委員会及び資料作成委員会を設置することなく、前回の採択で用いた調査資料を利用し、採択することができとなっております。

教科書採択は、通常4年に1回実施いたしますが、平成29年3月31日に告示された新学習指導要領による小学校の教育課程が、平成32年度より全面実施されることになったため、今回採択する教科書は、新教育課程への移行期間である平成31年度の1年間、区立小学校及び館山さざなみ学校で使用することになります。

すなわち、このたびの小学校教科用図書の採択は、来年度1年間に使用するための特例による採択となっております。

それでは、教科書採択の調査資料について説明をいたします。今回は、前回の採択時より新たに文部科学省の検定を受けた教科書はないため、平成26年7月29日に平成26年度教科用図書調査委員会から教育委員会に提出された報告書を用いて報告をいたします。

資料をご覧ください。資料1は、平成31年度使用小学校教科用図書種目別種類数及び点数です。15発行者48種類253点となります。

めくっていただきまして、資料2は、平成27年度から今年度までの4年間使用している教科用図書でございます。

資料3です。調査対象の教科書は文部科学省の検定済みであり、内容、人権上の配慮は十分に検討されており、どの教科書を使用しても、学習指導要領に示された教科等の目標が達成できるという前提で当時の調査委員会が協議し、報告したものでございます。つまり、平成26年度の資料作成委員会、そして、学校意見、区民意見を基礎資料に、各教科書の特徴を整理したということになります。各教科とも大田区教科用図書採択実施細目に示された内容の押さえ方、構成・分量、表現、使用上の便宜の四つの観点から調査し、教育委員会における採択が容易となるよう、大田区の児童の実態を考慮しながら、できるだけ客観的な報告となっております。

なお、国語と書写、社会と地図については、同一発行者の教科書を使用するか否かについても協議しております。

次に、資料4、学校意見について報告いたします。区立小学校及び館山さざなみ学校の計60校から、現在使用している教科書を中心に意見聴取を行いました。肯定的な意見、否定的な意見、教科書会社への要望等、様々な記述がありましたが、内容として現在使用している教科書について、使いにくい、わかりにくいという意見等が過半数を超えるものはございませんでした。

最後に資料5、区民意見についてご説明いたします。6月1日から6月30日まで、法定展示と特別展示をあわせて教育センター、大田区役所本庁舎、大田区立大森第六中学校で開催しました区民意見として、合わせて28通の意見が寄せられました。資料5の表は、現在大田区で採択されている教科用図書についての評価を「良い」「どちらとも言えない」「悪い」の3点で記載しております。教科の下の括弧書きは、現在採択している発行者名を記載しております。内容は、書写1通、社会1通、算数2通、理科1通、音楽3通、図画工作2通、家庭2通、保健3通に関する意見でございました。

委員の皆様におかれましては、報告書と今回提出されました区民意見、学校意見を参考に、8月の教育委員会定例会において、本区の児童にとって適切な教科書を採択していただきますようお願いをいたします。

私からは以上です。

## ○教育長

ただいま報告いただきました。報告につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

## ○芳賀委員

芳賀です。

これは平成26年に小学校の教科書を採択するときも私、委員でやったのですけれども、基本的に内容は変わっていないと理解してよろしいのですね。

○指導課長

さようございます。

○芳賀委員

わかりました。

○教育長

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の日程に移ります。

次に、日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学務課長

私からは、平成30年度就学援助申請数及び認定数についてご報告を申し上げます。表を2枚につづってございます。1枚目の表をご覧くださいと思います。

まず初めに、この二つ目の表につきましては、小中学校において4月30日までに就学援助費受給申請のあった方の認定結果と、その認定率を学年別に表にしたものでございます。

児童数、生徒数は、5月1日現在の人数となっております。

区立小学校の在校生の認定者数は、要保護、準要保護を合わせて5,047人、認定率17.3%となっております。前年に比べて0.5%減となっております。

区立中学校の在校生の認定者数は、要保護、準要保護を合わせて2,754人、認定率25.2%となっており、前年度に比べまして0.8%の減となっております。

一番下の合計でございます。小中合わせた全体数についてでございます。全体を合わせますと7,801人、認定率19.4%となりました。これは、前年度に比べて0.6%の減となっております。

なお、保留と記載されている欄でございますが、こちらは申請者の世帯員の書類審査ができず、6月29日現在で認定を一時保留としている児童の数でございます。

続きまして、2枚目をご覧くださいと思います。こちらは、さきほどの資料は今年度4月末までの年度当初の申請結果でしたが、こちらの資料につきましては、年度途中の転入者や当初申請で保留のあった方々の結果を反映した年度ごとの経過をご報告したものでございます。こちらは、後ほどご覧くださいと思います。

なお、29年度は28年度に比べて、認定数、それから認定率ともに下がっている状況でございます。

私からは以上です。

○教育長

ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、日程第4について、事務局の説明を求めます。

○事務局職員

日程第4は「議案審議」でございます。それでは、議案を読み上げます。

「第29号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出について」でございます。

よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、私から、第29号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出についてご説明いたします。

大森第七中学校の改築にあたりましては、第2校庭に建設する仮設校舎を使用する予定でございます。第2校庭は、現在校舎がある敷地と異なる街区にあることから、仮設校舎を使用している間は、学校の住所を変更する必要があります。そのため、学校の住所を定めております大田区立学校設置条例を改正する必要があることから、本案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第29号議案について、原案どおり決定することによろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

第29号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、これもちまして、平成30年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)